

○多気町ハチ類駆除助成金交付要綱

平成20年3月31日

告示第58号

改正 平成25年4月1日告示第48号

平成27年10月1日告示第146号

(目的)

第1条 この要綱は、多気町補助金等交付規則(平成18年規則第37号)に基づき、町民に危害を及ぼす恐れのあるハチ類の被害を最小限に防ぐため、ハチ類の駆除及びハチ類の巣の撤去を行う者に対し助成し生活環境に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ハチ類とは、オオスズメバチ、ヒメスズメバチ、キイロスズメバチ、クロスズメバチ、コガタスズメバチ、モンズズメバチ、チャイロスズメバチ、シダクロスズメバチ及び集団で行動するミツバチ類をいう。

(助成対象)

第3条 助成対象者は、日常生活にハチ類の被害が危惧される場合で次の各号のいずれにも該当し、駆除業者に委託を行うものとする。

- (1) 駆除すべき場所が町内であること。
- (2) 駆除すべき場所が自己の居住する住宅の敷地内であること。

2 前項に定める場所の他、町長が適当と認める場所。

(助成金額)

第4条 助成金額は、駆除費用の50%以内とし、10,000円を限度とし、その助成は一世帯につき年2件までとする。

(対象となる期間)

第5条 ハチ類の駆除対象とする期間は、4月1日から12月31日までとする。

2 会計年度を超えて助成金の申請をすることはできない。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、多気町ハチ類駆除助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 多気町ハチ類駆除領収書兼作業証明書(様式第2号)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第48号)

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日告示第146号)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

多気町ハチ類駆除助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

多気町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

多気町ハチ類駆除助成金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

- 1 駆除を行った場所 多気町
* 複数の場合全て記入
- 2 駆除を行った日 _____ 年 月 日
- 3 駆除業者 _____
- 4 添付書類 (1) 多気町ハチ類駆除領収書兼作業証明書(様式第2号)
- 5 請求金額 _____ 円
- 6 振込先

金融機関名	種別	口座番号	口座名義人 (カナで記入)
銀行 信用金庫 農協 支店			

上記口座名義人を代理人として、助成金の助成を委任します。

委任者 住所
氏名 印
受託者 住所
氏名 印

様式第2号(第6条関係)

多気町ハチ類駆除領収書兼作業証明書

_____様

金_____円

上記の金額について、領収いたしました。
なお、下記事項について作業を行ったことを証明します。

年 月 日

駆除業者 住所
氏名

印

記

1 駆除を行った場所(複数の場合全て記入)

2 駆除を行った日 _____年 月 日

3 受注日 _____年 月 日

4 駆除したハチの種類

注意事項 1 この書類は申請書に添付が必要なため、発注者に返却してください。

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)